

函館市監査公表第6号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年6月27日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 睦 子

函 南 地

令和 4 年 (2022 年) 5 月 30 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	南茅部支所		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ()		
監査等実施期間	令和 3 年 9 月 3 日 ~ 令和 3 年 12 月 27 日	提出日	令和 4 年 2 月 2 日
監 査 項 目 等	予算の執行		
勧告事項, 指摘事項, 意見			
<p>財産貸付収入において, 職員住宅のうち一般住宅の居住者の決定にあたっては, 函館市職員住宅管理規則 (昭和 39 年 4 月 1 日規則第 2 号) 第 7 条第 5 号により「市長の指定する職員 4 人をもって構成する機関において選考し, 市長が承認する。」とされているが, 南茅部支所では, 規則に定める機関における選考を経ずに居住承認を行っていた。</p> <p>このことは, 事務を執行する際に規則を確認していなかったことが原因であることから, 規則にのっとり適正な事務の執行を図られたい。また, 現状の事務処理において特段の支障がないのであれば, 実態に即した規則の改正についても関係部局と協議するなど検討されたい。</p>			
措置内容, 対応・考え方			
<p>一般住宅の居住者の決定において, 規則に定める機関における選考を経ずに居住承認をしていたことは, 規則を確認せず教職員住宅等の職員住宅と同様に居住承認をしていたことが原因であったことから, この度の監査意見を踏まえ, 当該規則を所管する財務部管理課と協議し, 令和 4 年度からは職務住宅や教職員住宅と同様の取扱いとするよう財務部管理課において規則改正したところであり, 現行規則にのっとり適正な事務を執行しているところであります。</p>			